

事業主又は事業主の団体等の行う職業訓練が、法令で定める訓練基準に適合する場合は、知事の認定を受けることができる。

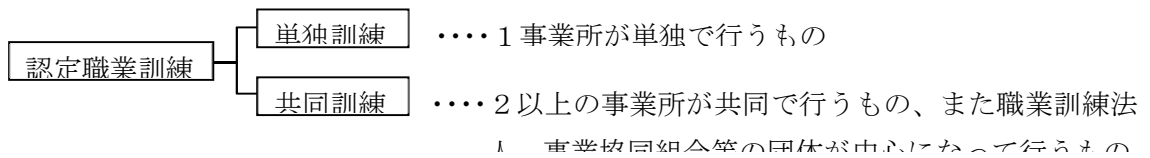
訓練の基準に適合するものとして知事の認定を受けた職業訓練を「認定職業訓練」という。

(1) 職業訓練の認定を受けられる事業主等

職業訓練を的確に実施できる能力を有する次に掲げる事業主等

- ① 事業主
- ② 事業主の団体
- ③ 事業主団体の連合団体
- ④ 職業訓練法人
- ⑤ 職業能力開発協会
- ⑥ 一般社団（財団）法人
- ⑦ 法人である労働組合
- ⑧ その他営利を目的としない法人

◎ 認定職業訓練の形態



(2) 職業訓練の認定を受ける場合の要件

ア 事業主等が行う職業訓練が、法に定める基準に適合していること。

イ 事業主等の職業訓練に対する熱意、資力、指導能力等からみて、職業訓練を的確に実施する能力を有すると認められ、職業訓練の永続性があること。

（教務を司る事務局体制が整っているか、学科教室及び実習場を確保しているか、訓練実施に係る経費について安定した収入があるか、毎年継続して訓練生を確保できるか等）

ウ 団体にあつては、定款、寄附行為、規約等に次の事項が記載され、その業務又は事業の一つとして職業訓練についての的確な定めがあること。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 認定職業訓練のための施設を設置する場合は、その名称及び所在地
- ④ 主たる事務所の所在地
- ⑤ 構成員を有する団体にあつては、構成員に関する事項
- ⑥ 役員に関する事項
- ⑦ 会計に関する事項
- ⑧ 解散に関する事項
- ⑨ 定款等の変更に関する事項

なお、法人格のない団体については、当該団体が職業訓練を遂行しうる能力を現実に有すること。

エ 訓練生数が、事業主の場合は総数で3人以上、団体の場合は1訓練科につき3人以上であること。

オ 管理監督者コースの短期課程の普通職業訓練については、監督者訓練員等特別の訓練を受けた職業訓練指導員が担当するものであること。

(3) 職業訓練の認定を受けた場合の特典

- ア 一定の条件を満たす認定職業訓練施設については、「職業能力開発校」、「職業能力開発短期大学校」又は「職業能力開発促進センター」という名称を用いることができる。
- イ 所定の手続を経た上で、訓練に必要な範囲で、訓練生に対し労働基準法及び労働安全衛生法で規定している年少労働者の危険、有害業務の就業制限等の特例が認められる。
- ウ 訓練生が定時制や通信制の高校教育を受けている場合、訓練施設が文部科学大臣の指定を受けているときは、当該訓練施設での訓練の教科の一部が高校教育の一部とみなされる。
- エ 中小企業に事業主又は中小企業事業主の団体若しくはその連合体が認定職業訓練を行う場合は、集合訓練に係る運営費の一部が補助される。（認定訓練助成事業費補助金）

#### (4) 職業訓練の認定手続

職業訓練の認定を受けようとするものは、職業訓練認定申請書（職業能力開発促進法施行規則様式第4号）及び添付書類を知事に提出しなければならない。（詳細は「4 職業訓練認定申請関係」を参照のこと）

#### (5) 認定職業訓練施設の名称及び設置基準

ア 認定職業訓練を行う事業主等は、職業訓練施設を設置した場合には、知事の承認を受けて、その施設の名称中に「職業能力開発校」等の文字を用いることができる。

名称使用についての承認申請は、新しく認定職業訓練を行おうとするものは「職業訓練認定申請書」（職業能力開発促進法施行規則様式第4号）の7「職業訓練施設の概要」の項目に職業訓練施設の名称欄があるので当欄に記入することによって承認申請にかえることができる。

なお、知事の承認を受けるためには、申請に係る職業訓練施設が職業能力開発促進法施行規則第35条第2項の基準に適合していることが必要であり、基準に適合しないために名称使用の承認を受けられない施設については、「職業能力開発校」等の文字を用いてはならない。

##### ◎ 「職業能力開発校」の施設・設備基準

- ① 教室のほか、当該認定職業訓練の必要に応じた実習場等を備えていること。
- ② 教室の面積は、同時に訓練を行う訓練生1人当たり1.65平方メートル以上であること。
- ③ 建物の配置及び構造は、訓練を実施する上で適切なものであること。
- ④ 教科、訓練生の数等に応じて必要な教材、図書その他の設備を備えていること。

イ 既に知事の承認を受けた職業訓練施設の名称を使用して認定職業訓練を行っている事業主等で、当該施設の名称を変更しようとする場合は、事前に県と協議の上、変更届を提出しなければならない。（様式1）

#### (6) 認定職業訓練修了者に与えられる資格等

認定職業訓練の修了者には、一定の要件のもと技能士補の資格（普通課程、専門課程のみ）が与えられる。

また、技能検定、職業訓練指導員試験及び職業訓練指導員免許の取得にあたり、試験の一部免除や必要な実務経験年数の短縮など各種の特典があるほか、関連する国家試験の受験や免許取得に際して有利な取り扱いがある。